

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について(運用)

1. 目的

本運用は、中東情勢の変化を踏まえ、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を設計変更する運用をするに当たり、必要となる手続き、積算方法等を定めることを目的とする。

2. 調達検討資材

調達検討資材は、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材とする。

主に、塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む）、防水材（シーリングを含む）、断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板、発砲スチロールなどの資材が想定される。（一財）経済調査会や（一財）建設物価調査会等の機関により、中東情勢の影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されている資材のうちナフサを由来とした資材を対象とすることを基本とするが、建設資材の流通状況は日々変動するため、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議の申出があった場合には、通知の主旨を踏まえ誠実に協議に応じることとする。

3. 別途調達経費

別途調達経費は、次のケース①～③の場合における調達変更により必要となる経費をいう。労務費、機械器具費、仮設材費は対象としない。

- ①調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ②調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

4. 手続き

- （１）本運用の対象工事である旨を、特記仕様書に記載する。
- （２）工事発注時点で、調達検討資材を想定し、発注者は設計図書に対象となる調達検討資材を別記１の特記仕様書記載例を参考に明示する。
既契約工事においては、受発注者間の協議の上、調達検討資材を設定する。
- （３）代替資材の調達又は流通状況を踏まえた調達経費を別途必要となる調達をせざるを得ない場合には、受注者は、購入する前に「調達検討資材に関する協議書（様式１）」を監督職員に提出し、協議する。調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、

迅速な対応が求められる場合には、口頭、FAX、電子メール等により協議することも可能とするが、事後、遅滞なく工事打合せ簿により協議するものとする。

- (4) 設計変更に際し、受注者は「調達検討資材に関する実施報告書（様式2）」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等（以下「証明書類」という）の資料を監督職員に提出する。
- (5) 代替資材を調達する場合、受注者は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を監督職員に提出する。
- (6) 設計変更にあたっては、特記仕様書に代替資材の規格・仕様の記載又は流通状況を踏まえた調達経費を別途必要とする調達をした旨を別記1の特記仕様書記載例を参考に記載する。
- (7) 妥当性が確認された別途調達経費について契約変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。
- (8) 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第26条（スライド条項）の対象外とする。
- (9) 受注者より疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

（別記1）特記仕様書における記載例

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

本工事は、中東情勢の変化に伴う供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサ由来の建設資材について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達を行った場合等に、これらの調達変更により必要となる経費を設計変更により計上する対象工事である。

調達検討資材は以下のとおりとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

その他、具体的な考え方や手続きについては、「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について（運用）」（長崎県 HP：農村整備課－農村整備課の建設工事等－中東情勢の変化による建設資材の流通情報を踏まえた設計変更について）による。

資材名	規格等

なお、本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第26条（スライド条項）の対象外とする。

5. 積算方法

(1) 設計変更の時期

- ・設計変更は、精算変更時に行うことを基本とする。

(2) 設計変更を行う対象数量

- ・設計数量のうち、供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達が困難であり、別途調達経費が必要な資材の数量を、設計変更を行う対象数量とする。

ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を対象数量とする。

(3) 設計変更に用いる材料単価

- ・受注者から提出された証明書類に記載された購入価格を使用する。

(4) 別途調達経費の計上

- ・別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。
- ・材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。
- ・土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初起工時点での実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。

6. 工期

- ・設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。

7. 適用

- ・本通知は、令和8年7月10日以降に起工する工事に適用する。
- ・なお、令和8年7月10日以前に契約した工事については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。